

# 米軍基地関係特別委員会記録

## <第1号>

平成31年第1回沖縄県議会（臨時会）

平成31年1月29日（火曜日）

沖 縄 県 議 会

## 米軍基地関係特別委員会記録<第1号>

---

### 開会の日時

年月日 平成31年 1月29日 火曜日  
開 会 午前10時46分  
散 会 午後 2時15分

---

### 場 所

第4委員会室

---

### 議 題

- 1 乙第1号議案 辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票  
条例の一部を改正する条例

---

### 出 席 委 員

委 員 長	仲宗根	悟 君
副 委 員 長	親 川	敬 君
委 員	山 川 典 二	君
委 員	花 城 大 輔	君
委 員	末 松 文 信	君
委 員	照 屋 守 之	君
委 員	宮 城 一 郎	君
委 員	照 屋 大 河	君
委 員	新 垣 清 涼	君
委 員	瀬 長 美佐雄	君
委 員	渡久地	修 君

委員 金城 勉 君  
委員 當間 盛夫 君

委員外議員 なし

---

### 欠席委員

なし

---

### 説明のため出席した者の職・氏名

知事公室長 池田竹州 君  
基地対策統括監兼県民投票推進課長 渡嘉敷 道夫 君

---

○仲宗根悟委員長 ただいまから、米軍基地関係特別委員会を開会いたします。

平成31年第1回議会乙第1号議案辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本日の説明員として、知事公室長の出席を求めています。

これより、乙第1号議案辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票条例の一部を改正する条例の審査を行います。

ただいまの議案について、知事公室長の説明を求めます。

池田竹州知事公室長。

○池田竹州知事公室長 それでは、乙第1号議案について、御説明いたします。

議案説明は、お配りしております資料、平成31年第1回沖縄県議会（1月臨時会）乙第1号議案説明資料にて行いますので、そちらをごらんください。

資料の1ページをお開きください。

乙第1号議案辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

同議案は、辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票における選択肢をふやす必要があることから、条例の改正を行うものであります。

改正の概要としましては、投票の選択肢に「どちらでもない」を加えることとしております。それに伴い、無効とする投票に関する規定及び投票結果の尊重に関する規定を整備することとしております。

なお、施行の期日は公布の日からとしております。

2ページ以降は、現行条例と改正案の対照表となっております。

以上で、乙第1号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○仲宗根悟委員長 知事公室長の説明は終わりました。

これより、乙第1号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

山川典二委員。

○山川典二委員 今回、2択から3択になった経緯ですが、あれだけ県議会でいろいろな議論をして、2択案を与党が押し切った形で決まった中で3択になった今回の改正条例案の提案理由を改めてお聞きします。

○池田竹州知事公室長 県は、10月31日に交付、施行された県民投票条例に基づき、各市町村と調整を続け、条例に基づく投票の全市町村での実施に取り組んできたところです。しかし、一部の自治体では県民投票事務の関連予算が否決され、その理由の一つとして現行条例の賛成、反対の2択では県民の意思が十分に反映されないとの意見があり、また、市長からは県民投票条例を改正し、選択肢をふやすべきとの声もあったところです。このような状況下において、多くの県民から全市町村での投票を求める声が高まり、条例制定請求者からは1月21日に全市町村での事務実施を行う政治的環境が整うのであれば、条例改正に対し柔軟に対処する旨の声明が発表されました。これらのことを受け、県議会においては1月24日に各派代表者会を開き、「賛成」、「反対」に「どちらでもない」を加えた3択とする案が合意されたことから、今般、県民投票条例の一部を改正する条例案を提出したものであります。

○山川典二委員 いろいろな経緯の中、3択案ということですが、その過程の中で5市、30万人余の有権者の皆さんが投票できない状況になりました。その責任については、どのように考えていますか。

○池田竹州知事公室長 私どもは県民投票条例に基づきまして、地方自治法に基づく技術的助言、勧告などを行い、地方自治法第177条第1項及び第2項に基づいて実施を求めてきたところでございます。しかしながら、5つの市におきましては、議会での議決あるいは選択肢の問題などで投票は行えないという表明、あるいは回答がなされておりました。これにつきましては法的な手続もですが、さまざまな県民の方々、あるいは条例制定請求者から全県で実施してほしいという声がございます。それを受けとめまして、このような改正を行うことにしたものでございます。

○山川典二委員 今回の3択は、「賛成」、「反対」、「どちらでもない」という内容になっておりますが、例えば、県内の約50%近くの保守・中道層の皆さんの大部分は、辺野古の埋め立ては普天間飛行場の移設のためにやむを得ないという状況で、「容認」という現実的な選択肢もあったのではないかと考えております。地元の辺野古区民も条件つきで容認をしております。そして、普天間飛行場を抱える宜野湾市民も辺野古区民のことを思い、賛成はできないが普天間飛行場の固定化につながるということで反対にもなかなか賛同しづらい。そういう皆さんの複雑な状況があって、「どちらでもない」と端的に片づけられるのかどうか。その辺はもう少し丁寧に説明する必要があるのではないかとと思うのですが、いかがでしょうか。

○池田竹州知事公室長 議会に提案した条例を審議する際に4択での審議がなされたこと、そういう経緯も踏まえまして、条例制定請求者の意向を酌んだ形で2択の条例案が議決されたものと考えております。しかしながら、委員御指摘のように、2択では反映できないという意見もございまして、結果的に「どちらでもない」という案を加えた3択で今回提案させていただいているところでございます。

○山川典二委員 単純な質疑ですが、なぜ「容認」という選択肢一議論の過程でそういう話があったと思いますが、なぜ「容認」という選択肢が加えられなかったのか。これにつきましてはいかがですか。

○池田竹州知事公室長 容認を求める意見があったことは、私どもも議会での審議を見ております。また、各市長の中からも4択でという御意見も伺っております。ただ、条例制定請求者の意向や成立の趣旨を踏まえて、最終的に各派

代表者会で「どちらでもない」を加えた3択で一致を見たものと考えております。

○**山川典二委員** この「どちらでもない」という選択肢について、もう少し聞きたいのですが、辺野古の問題につきましては、ある意味、沖縄問題の究極な課題だと考えておりますが、この県民投票条例は、辺野古の埋め立ての賛否だけを問うような内容になっておりまして、世界一危険と言われていた普天間飛行場の危険性の除去についての議論が全く出てこないわけです。賛否を辺野古の埋め立てだけにすると、ある意味、今回の辺野古埋め立てだけに絞った結果が恣意的な世論誘導になるのではないかという市民、県民の意見があります。それにつきましては、どのような見解をお持ちですか。

○**池田竹州知事公室長** 今回の県民投票条例は、普天間飛行場の危険性の除去のための代替施設である辺野古埋め立てについて、県民の民意を明確に示すために地方自治法に基づく住民からの直接請求によって制定されたものと理解しております。一方、普天間飛行場の危険性の除去は喫緊の課題であり、県としても最重要なものと考えております。ただ、辺野古の移設は私どもの試算では13年以上かかり、普天間飛行場の一日も早い危険性の除去の実現は、時間がかかると考えております。それまでの間の一日も早い危険性の除去は喫緊の課題であり、宜野湾市とともに強く政府に求めてきているところです。普天間飛行場の代替施設としての文言に危険性の除去については直接は入っていませんが、県としては普天間飛行場の危険性の除去は最重要課題としてあわせて取り組んでいるところでございます。

○**山川典二委員** 今、13年以上かかるという話がありましたが、私はもう少し早くできると思います。県民あるいは専門家の御意見では、七、八年ぐらいで片づくのではないかという話もあります。そこにつきましては、見解はいかがですか。やはり13年以上かかるのですか。

○**池田竹州知事公室長** 私どもは幾つか沖縄防衛局に公表を求めています、それがまだ全て公表されていない段階での試算ということで、前回、集中協議に臨む際に示した試算でございます。

○**山川典二委員** 現在、土砂が投入されて、どんどん工事が進んでおります。その現行案と皆さんから一日も早い危険性の除去について取り組んでいくとい

う話がありましたが、そことの兼ね合いといいますか、県として基本方針がありましたら、どうぞ。

**○池田竹州知事公室長** 私どもは、埋立承認の取り消しは有効であると考えております。今、政府の進めている工事につきましても、さまざまな問題があることから、その中止を求めているところでございます。一方で、危険性の除去については、喫緊の課題であり、早急にその対策を求めているところでございます。

**○山川典二委員** 県民投票条例第11条第2項に「広報活動及び情報の提供は、客観的かつ中立的に行うものとする。」とありますが、県民投票に現在取り組んでいる中、知事は12月16日に、辺野古で反対運動をしている皆さんと一緒に工事をとめようという形で激励し、土砂投入反対者の前で挨拶を行っております。新聞記事にも出ておりますが、その中では、「対話は大切だが、対抗すべきときは対抗する。ひるんだり恐れたりくじけたりしない。勝つことは難しいが、諦めない。」と、基地建設に向けて連帯を呼びかけております。この行動あるいは言動といいますか、これは県民投票条例第11条に反することだと考えております。もっと突っ込んで言えば、民主主義を裏切った行為ではないかと思っておりますが、その辺につきましてはいかがですか。公平、公正、中立ですか。

**○渡嘉敷道夫基地対策統括監兼県民投票推進課長** 今、委員からございました県民投票条例第11条につきましては、改正後も変わらないものでございますが、第2項では「広報活動及び情報の提供は、客観的かつ中立的に行うものとする。」と定められております。県としましては、当該規定の趣旨に十分留意しながら広報活動等を行っているところでございます。御指摘にありました事項につきましては、県民が賛否を判断するために必要な広報活動及び情報の提供として行ったものではなく、辺野古に行ったことをもって第11条の規定に反するものとは考えておりませんが、いずれにしましても県民投票に関する広報活動、情報の提供に当たりましては、客観的かつ中立的に行うことが重要と考えております。引き続き、条例の規定に基づき適切に対応してまいりたいと考えております。

**○山川典二委員** 第11条は、「知事は、県民が賛否を判断するために必要な広報活動を行うとともに、情報の提供に努めなければならない。」、そして第2項に、「前項の広報活動及び情報の提供は、客観的かつ中立的に行うものとする。」

とあります。私はそれを聞いているのです。知事の言動は、これに反しませんか。今、反しないという話でしたが、本当に反しないのですか。

**○渡嘉敷道夫基地対策統括監兼県民投票推進課長** 第11条におきましては、賛否を判断するために必要な広報活動等を行うとともに、情報の提供に努めなければならないとされておりまして、当該、賛否を判断するための広報活動等におきましては、第2項で「前項の広報活動及び情報の提供は、客観的かつ中立的に行うものとする。」とされているところでございます。

**○山川典二委員** ですから、中立かつ公正に反しないのかどうかということを聞いているのです。

**○渡嘉敷道夫基地対策統括監兼県民投票推進課長** 第11条で定める広報活動及び情報の提供には該当していないと考えております。

**○山川典二委員** 県民投票推進課の職員が母校ラ・サール学園にて、生徒を誘導する埋め立て反対の趣旨の発言を行ったという記事が新聞に掲載されております。県民投票推進課の職員は、基本的に中立的でなければならない。公務員でありますからなおさらでございますが、そこについてはいかがですか。

**○渡嘉敷道夫基地対策統括監兼県民投票推進課長** 先ほどの第11条にありますように、県民が賛否を判断するために必要な広報活動、それから情報の提供に当たりましては、客観的かつ中立的に行うものと規定されております。

**○山川典二委員** 県民投票を推進する担当の職員です。職員が母校で明確に沖縄だけに押しつけるのではなくなど、いろいろなことを言っているのです。

**○渡嘉敷道夫基地対策統括監兼県民投票推進課長** 委員御指摘の職員に関する報道につきましては、職員が母校からの依頼に基づき年休を取得した上で一人の先輩として講演を行ったものでございます。その際に、普天間飛行場の固定化はあってはならないとの趣旨で述べたものとのことでございます。

**○山川典二委員** 県職員ではなく、個人として行ったということで理解しているのですか。

○渡嘉敷道夫基地対策統括監兼県民投票推進課長 先ほども申し上げたとおり、先輩として後輩への講演依頼が母校からあったということで、年休を取得し、一個人として講演を行ったということでございます。

○山川典二委員 細かくはほかの委員に任せますが、第10条に、「内閣総理大臣及びアメリカ合衆国大統領に対し、速やかに県民投票の結果を通知するものとする。」と書かれておりまして、これは郵送すると書かれておりますが、そういう理解でいいですか。例えば、予算を組んで今後上京することにはならないですか。

○渡嘉敷道夫基地対策統括監兼県民投票推進課長 具体的な方法につきましては、確実に届くような方法で検討しているところでございます。

○山川典二委員 もう一度お願いします。これは郵送するという前提ではなかったのですか。まだ決まってはいないのですか。

○渡嘉敷道夫基地対策統括監兼県民投票推進課長 送付の方法につきましては、検討をしているところでございます。

○山川典二委員 検討の中で、例えば上京して大使館や政府に直接、結果の報告あるいは要請を含めてやる可能性もある中での検討と理解していいですか。

○池田竹州知事公室長 結果を通知するという規定でございますので、どういった形が一番効果的か、委員御指摘の件や当然郵送も含めて検討しているところでございます。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はございませんか。

末松文信委員。

○末松文信委員 今回、県民投票条例の改正に至った経緯についてもう一度伺います。

○池田竹州知事公室長 10月31日に公布・施行された県民投票条例に基づき、各市町村と調整を続け、全市町村での投票実施に取り組んできたところでございます。しかし、一部の自治体において県民投票条例の関連予算が議会で否決

され、その理由の一つとしまして、現行条例の「賛成」、「反対」の2択では県民の意思が十分に反映されないという意見があり、また当該市長からも県民投票条例を改正し、選択肢をふやすべきとの声もあったところでございます。このような状況下におきまして、多くの県民から全市町村での投票を求める声が高まっております。また、条例制定請求者からも1月21日に全市町村での事務実施を行う政治的環境が整うのであれば、条例改正に対し柔軟に対処する旨の声明が発表されました。これらのことを受け県議会におきましては、1月24日に各派代表者会を開き、「賛成」、「反対」に「どちらでもない」を加えた3択とする案が合意されたことから、今般、県民投票条例の一部を改正する条例案を提出したところでございます。

○末松文信委員 今、一部の市からいろいろ御指摘があったという話がありました。2択ではなく3択であれば検討してもよいという話を伺いましたが、これ以外にはなかったですか。

○池田竹州知事公室長 例えば、市長の中からは4択などを検討してほしいという意見もございました。

○末松文信委員 それだけですか。それ以外にはなかったのですか。

○渡嘉敷道夫基地対策統括監兼県民投票推進課長 各市長からの県民投票を実施できない旨の御回答の際には、議会の議決を重視することや原点である普天間飛行場の危険性の除去について明記されていないなどがございます。

○末松文信委員 それ以外に事前協議はどうだったのかということも聞かれています。そういった市長、県民の声がありながら、なぜこの3択だけの改正なのですか。そのほかのことについては検討されなかったのですか。

○池田竹州知事公室長 もともと県民投票条例につきましては、条例制定を受け、現行条例—提案前の条例に基づいて事務の執行を求めてきたところでございます。一方、市町村議会での議決などを踏まえて、基地対策統括監が言ったような市長からの声明もございました。それを受けて技術的助言あるいは勧告なども行いながら、副知事あるいは知事を含めて市長との意見交換を行ったところでございます。そのような意見交換におきまして、最終的に選択肢をふやすことで全県実施の可能性が出てきたということで、今回県議会でもそういっ

た形で各派代表者会が開かれたと考えております。

**○末松文信委員** 少し軽々に考えているのではないかと思うのは、今、5つの市議会では予算が再否決されています。その否決した理由として、県民投票条例の不備が指摘されています。不備の一つに3択でなければ、4択でなければという意見がありますが、そもそも普天間飛行場の代替施設を建設するという目的で埋め立てをすることが一第1条にあることはありますが、余り広く知られていないですし、知らされてもいません。そういうことも指摘されております。私は、条例制定前の事前協議の場で各市町村の理解が得られているのかという話もさせていただきました。しかし、まだやられていない。これからというお話でした。そういったことが県民投票が滞っている原因だと私は思っています。ですから、今回の改正に当たって、なぜこのことにまで踏み込まなかったのかが私の今の気持ちです。それについてお答えください。

**○池田竹州知事公室長** 県民投票の予算案が5市で否決されましたが、否決理由などは拝見しております。しかしながら県民投票条例につきましては、県議会が5日間にわたる慎重な審議を経て制定されたものと理解しております。条例そのものについて市町村議会に審議をお願いしているわけではなく、県民投票条例第13条の投票資格者名簿の調整、投票及び開票の実施などの事務について、地方自治法の規定に基づいて協議の上、市町村の事務という形で調整をしたところです。9月5日に県民投票条例の請求を正式に受けまして、文書で調整し、必要に応じて市町村に出向いて協議をしておりました。その結果、全ての市町村において予算案を市町村議会に提出いただいたということで、協議はきちんとなされたものと考えております。

**○末松文信委員** 今の答弁でいいのですか。地方議会において、予算を審議するときに予算の目的がありますよね。それは審議しないのですか。

**○池田竹州知事公室長** 繰り返しになりますが、県民投票条例は県議会が成立したということで、実施する目的につきましては県議会が議決をいただいているところがございます。そのうちの一部の事務につきましては、地方自治法の規定に基づいて協議の上、市町村の事務としたところがございます。

**○末松文信委員** ですから、同じ答弁でいいのですかと聞いているのです。いいのであればいいです。あなたは地方議会を何だと思っているのですか。

○池田竹州知事公室長 市町村議会でさまざまな議論をされることは当然だと思っております。ただ一方で、県民投票条例に基づく事務につきましては、地方自治法第177条第1項及び第2項に基づき、義務的な経費という形で各市町村も再議に付したと考えております。市町村議会において残念ながら否決された場合におきましても、第177条第2項の規定に基づき首長にはいわゆる原案執行権が認められているものと考えております。

○末松文信委員 現状認識が少し足りないのではないですか。市町村の事務とするための予算を審議するに当たって、この予算は何のために提案されているのかと聞きますよね。そうすると、県民投票条例に基づいてそれがおりてきていると。そして今、県民投票条例が不備だという指摘で再否決されているわけです。その再否決したものに対して各首長からは、議会によって再度否決されたことは重いですよということの実施しない旨の意見も出ているわけです。それを皆さんがいろいろやって、県民投票は全体で実施しないとイケないという世論もあって、3択であれば検討してもいいという推移です。ですので、予算だけの審議を頼んだという知事公室長の答弁は理解できません。もう一度答えてください。

○池田竹州知事公室長 私が答えたのは、関連予算の議案を提出して、執行に備えていただく必要がございますので、それを説明したところでございます。その予算の審議においてさまざまな議論が各市町村議会でなされることは、当然、議会の権限だと思っております。

○末松文信委員 今、地方は議会が再否決した状態にあるわけです。その上で今回、県民投票条例の不備を指摘されて、各派代表者会で議長から3択を提案された。それで今、改正に至っているわけですよ。そうであれば3択だけではなくて、目的をもう少しはっきりさせて、事前協議もきちんとやって、その上で改正したらいいのではないかという指摘です。それは検討されずに3択だけの改正で提案されてきた。これは少し不備が残っているのではないかということです。

○池田竹州知事公室長 県民投票条例そのものは、10月31日に県議会の議決を受けて成立しております。これは有効に成立したものと考えております。一方、全県での実施が困難な状況を踏まえまして、さまざまな県民の方々あるい

は条例制定請求者からも全県での実施ができるのであれば、条例改正についても柔軟に対処するという意見が表明されたところでございます。そのような状況を踏まえて、今回「どちらでもない」という選択肢をふやす形で各派代表者会での合意を受けて提案させていただいているところでございます。

**○末松文信委員** この条例を制定する当初にも聞きましたが、我々としては「普天間飛行場の移設のための辺野古埋め立てはやむを得ない」、「普天間飛行場の移設のための辺野古埋め立ては反対」、「どちらとも言えない」という3択、あるいは4択にしたらどうかという提案をずっとやってきました。それは皆さんが2択で強引に押し通したけれども、不備だと言われて3択にすれば検討してもいいという話になっているわけです。沖縄県は、条例制定請求者から提案された当初は条例に対して知事の意見を述べてきましたよね。なぜ今度はそういった世論もありながら、知事の意見を述べないのですか。今回、提案されている改正条例は、「どちらでもない」だけを加えて、そのほかの世論に対する対応は全くしないということでしょうか。

**○池田竹州知事公室長** 繰り返しになりますが、条例制定請求者の代表者の皆様、あるいは1月24日の各派代表者会での合意を踏まえての提案でございます。

**○末松文信委員** 今、再否決された状態の中で地方議会から目的についてもう少しはっきりしなさい、あるいは事前協議をもう少しやってから県民投票に臨んだらどうかという意見が出たときに、それは改正の対象になりますか。

**○池田竹州知事公室長** 市町村議会でさまざまな意見が出たときは、きちんと受けとめる必要があると思います。一方で、県民投票条例は既に36市町村で2月24日に投開票という形で作業がスタートしております。投票事務の性質から考えると、全ての意見がどこまで反映できるかについてはきちんとお答えできる状況にはないかと思えます。

**○末松文信委員** 改正の検討の可能性もあるということですか。

**○池田竹州知事公室長** 条例改正そのものができるかどうかについては、スケジュール的に難しい面もあるかもしれませんが、例えば広報に関する意見といったものであれば、取り入れられるものは当然取り入れていきたいと思えます。

○末松文信委員 今おっしゃっていた広報の件ですが、現在、広報活動はどういう状況にありますか。

○渡嘉敷道夫基地対策統括監兼県民投票推進課長 県民投票に係る広報につきましては、12月26日にキックオフイベントをパレット久茂地前のイベント広場で行っております。それを皮切りに、現在、テレビやラジオのCM、あるいはイベント等を行っているところでございます。

○末松文信委員 広報活動を行うに当たり、要綱などは作成されていますか。

○渡嘉敷道夫基地対策統括監兼県民投票推進課長 要綱は特に作成しておりませんが、全体計画を作成して実施しております。

○末松文信委員 私は、県民投票条例制定に係る米軍基地関係特別委員会において、広報活動の中立性を確保するためにそういったものをしっかり備えた上でやってほしいという話をした覚えがありますが、それについては検討されなかったのですか。

○渡嘉敷道夫基地対策統括監兼県民投票推進課長 広報につきましては、委託事業で行っておりますが、委託する際の仕様書等におきましては、県民投票条例第11条の趣旨を踏まえて、客観的かつ中立的に行うことを全てに指示しております。

○末松文信委員 委託する際の仕様書については、提出していただけますか。

○渡嘉敷道夫基地対策統括監兼県民投票推進課長 後ほど提出いたします。

○末松文信委員 先ほど山川委員からもありましたが、やはり広報活動が大変重要になっていると思います。私は、名護市民投票の経験がありまして、これは公職選挙法に該当しないので、あらゆる広報活動があります。一般市民が行う広報については、いざ知らず。主宰者である県が広報するに当たっては、中立性を確保したものでなければならないと思っておりますし、条例にもそのように書いてあります。そういう中であって、知事が辺野古に行ったり、あるいは講演会で話をするなど、主宰者である知事が多方面にわたってこういう活動をするのは、条例に抵触するのではないかと思います。いかがですか。

○渡嘉敷道夫基地対策統括監兼県民投票推進課長 先ほども申し上げましたが、第11条におきましては、「知事は、県民が賛否を判断するために必要な広報活動を行うとともに、情報の提供に努めなければならない。」。また、第2項において、「前項の広報活動及び情報の提供は、客観的かつ中立的に行うものとする。」という規定がございます。知事が県民投票の広報活動、情報の提供として行う場合には、第2項に書いてあるとおり、客観的かつ中立的に行うということになっております。

○末松文信委員 具体的に、沖縄大学の講演で知事がどういう趣旨の話をされたのか報告してください。

○渡嘉敷道夫基地対策統括監兼県民投票推進課長 沖縄大学の学長からの講演依頼に基づきまして、昨日28日に知事が沖縄大学法経学部法経学科の1年次、2年次に対して講演を行ったところでございます。

○末松文信委員 中身を報告してください。

○渡嘉敷道夫基地対策統括監兼県民投票推進課長 知事がお話しされた内容は持っておりませんが、政治家になった理由や沖縄県知事選のお話、知事に就任してからの所感等についてお話をされたということでございます。

○末松文信委員 新聞報道を見ると、知事は県民投票に対して所感を述べていますが、それは抵触しませんかと聞いているのです。

○渡嘉敷道夫基地対策統括監兼県民投票推進課長 知事におきましては、当該講演の中で、県民投票の意義等のお話や学生の質問に対してお答えしたと聞いております。

○末松文信委員 産経新聞では大変なことをおっしゃっているように書かれていますが、私は知事が県民投票と言いながら、自分の所感を述べて広報して歩くことは、県民投票条例に抵触すると思っています。そのことについては強く指摘しておきたいと思います。

先ほど広報については、テレビやラジオのCM等でやっていると言っていました。このほかに今後の対応としてどういうことを考えていますか。

○渡嘉敷道夫基地対策統括監兼県民投票推進課長 今後の広報活動といたしましては、大勢の人が集まるスーパー等におきまして、県民投票キャラバンというものを行うことにしております。期日が迫りましたら、県民の方に期日をお知らせするための新聞広告等を出したり、若い人向けの広報活動として県内大学にチラシ等の配布を予定しております。

○末松文信委員 このチラシ等についても、公平性あるいは中立性を確保するために第三者委員会を設置してほしいという話もさせていただきましたが、この件についてはどうなっていますか。

○渡嘉敷道夫基地対策統括監兼県民投票推進課長 委員から御提案のありました第三者委員会については、短い期間での投票の実施ということで広報期間も短いので設置には至りませんでした。現在、アドバイザー委嘱する手続を進めているところであります。

○末松文信委員 この条例を制定したのはいつでしたか。

○渡嘉敷道夫基地対策統括監兼県民投票推進課長 公布・施行は、平成30年10月31日でございます。

○末松文信委員 あれから何カ月たっていますか。

○渡嘉敷道夫基地対策統括監兼県民投票推進課長 約3カ月でございます。

○末松文信委員 3カ月たつ中で、そういう準備もできなかったというわけですか。

○渡嘉敷道夫基地対策統括監兼県民投票推進課長 11月1日から新しい課を立ち上げて、そこからいろいろな作業をスタートしてきましたが、各広報につきましては委託でやるということで、そのための手続などに少し時間がかかりました。また、人選につきましても、あちこちをお願いをしていますが少し難しい面がありまして、期間を要したということでございます。

○末松文信委員 第三者委員会を設置するための起案はやったのですか。

○渡嘉敷道夫基地対策統括監兼県民投票推進課長 先ほど申し上げましたように、第三者委員会という委員会方式でやりますと、なかなか短い時間での対応が難しいということで、そちらについては特に手続を行ってはおりません。

○末松文信委員 あなた方は起案もしないのだから、そもそもやる気がないわけです。

○渡嘉敷道夫基地対策統括監兼県民投票推進課長 アドバイザーにつきましては、設置要綱を制定しております。

○末松文信委員 アドバイザーはどのようなメンバーですか。

○渡嘉敷道夫基地対策統括監兼県民投票推進課長 今、手続中でございまして、委嘱手続はまだでございます。

○末松文信委員 とにかく中立性を確保することについてはしっかりやってください。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。  
照屋守之委員。

○照屋守之委員 我々自民党は、条例制定当時、4択を示しましたが、それが否決されて2択になったので、県民投票条例には反対という形でずっときました。押し迫って1月22日に私どもは緊急の声明を出して、県民投票に対する考え方を整理させていただきました。我々は、41市町村全県で実施されることが県民投票だと思っておりますが、現状、5市が参加できない状況なので県民投票の意味が問われているという認識です。41市町村全県で実施されることで県民投票と言えるということは、県も共通の認識ですか。

○池田竹州知事公室長 県民投票条例は、条例制定請求者からの請求を受けて議会に提案し、私どもは全市町村での実施について求めてきたところでございます。

○照屋守之委員 県民投票を全県で進めるということですが、県の考え方や方

針が5市の不参加によってかなり混乱してきたと思っています。これは条例で定める選択肢と法解釈、さらには議会の意思決定、そういう面で解釈が異なる。市の判断と県の判断が異なる。しかしながら、県は異なるまま押し切ろうとして、なかなかできなかった。法的にもそれはできないという状況だと思いますが、いかがですか。

**○池田竹州知事公室長** 条例に基づきましてそれぞれの議会で審議された結果、各市長の皆様から実施が難しい旨の御返答がございました。それに対して地方自治法に基づく技術的助言や勧告などを行いました。実施までは至っていない状況でございます。

**○照屋守之委員** 今、改めて3択に条例を改正することは、条例に不備があって、今の条例のままでは全県で県民投票が実施できないという理解のもとに改正することになっているのではないですか。

**○池田竹州知事公室長** 私どもは、県民投票条例は県議会での議決を受けて、10月31日に有効に成立したと考えております。一方、各市議会での議決を踏まえて実施が難しいという市があることも事実でございます。そのような中、実施に向けてさまざまな方々、あるいは条例制定請求者からも意見がございまして、「どちらでもない」を加えた3択での改正を行えば、全市町村で実施できる可能性が出てきたと。それで、1月24日の各派代表者会での合意も踏まえて、今回提案させていただいているところでございます。

**○照屋守之委員** 5市が不参加を表明して、県は法的にそれを強制的に従わせる方法も持ち合わせていない。今、5市では、住民の皆様方から投票権を奪うなという要請行動が相当行われております。個人的に見ると、この5市は混乱しているという認識です。県がつくった県民投票条例によって41市町村がひとしく実施するはずの県民投票が、ここに来て5市が参加できないことになって、県も5市も困っていますし、そういう条例をつくった我々議会も困っていることが現状だと思います。それで我々は、条例あるいは実施日を全県実施に向けて仕切り直すべき、白紙に戻すべきだと。それは当然、県議会の全会一致、41市町村の理解が得られるということで対応してきたわけです。それで今、各派代表者会の議長提案も含めてこのような審査をしておりますが、これはあくまで我々議会の対応です。今、県民投票に主体的に責任を持つ県として3択で提案していますが、2択で進めてきた反省もありますか。

○池田竹州知事公室長 私どもは2択での議会の議決を踏まえて、その準備をさせていただいてきたところでございます。一方で5市での実施が市議会での否決等を踏まえて難しいこと、県民から全県での実施を求める意見が強いこと、そして、条例制定請求者の皆様からも全県での実施ということであれば、条例改正についても柔軟に対処する旨の声明が発表されたこと—1月22日の自民党の声明を私どもも拝見させていただいておりますが、それを受けて、その後、議長あるいは各派代表者会で議論が行われ、こういった形での提案をさせていただいているところでございます。

○照屋守之委員 本来、主導権は県が握ってやるべきではないですか。周りがそうするから、皆様方はそうするのですか。皆様方が県民投票を実施する主体です。今話を聞くと、議会も含めて県民の声があるから県民投票条例を改正するようにしか聞こえません。そういうことですか。

○池田竹州知事公室長 5市での実施につきましては、副知事や知事含めて実施を求めるため、繰り返し面談なども行ってきたところでございます。その一方で、現行の2択では実施が難しいという話が面談の中でございました。そういったことやさまざまな意見、各派代表者会での合意も踏まえた形での提案と理解しております。

○照屋守之委員 1月15日の新聞報道では、14日に県民投票の不参加を表明したことについて玉城知事は、「条例改正はいろいろ問題があり大変厳しい。時間的問題や混乱も予想されるので、それはできないと発表した。2月24日に向け、走っている市町村もあるので変更するのは厳しい」と述べたとあります。なぜそういうことを聞くのかと言いますと、非常に県は受け身なのです。県民投票条例は、県民が主体になって元山さんたちが10万筆の署名を集めて請求はしたものの、それを受けた県は毅然として県民の意思を問う。どのようにしたほうがいいのかということを真剣に考えて、そういう条例の中身、仕組みをつくってやるべきだったと思っています。県の曖昧さで今の事態になっています。調整して、「賛成」、「反対」、「どちらでもない」—我々が最初に提出したものが入っています。それが今入るということは、もとに戻すことになるのです。これまでの間に市の混乱、議会の混乱、対応の厳しさが残りましたが最初にきちんとされていれば、そういう混乱はなかったわけですね。今、3択に変更するということは、やはり知事からこれまでの経緯も含めて明確に県民に対し

てメッセージを出すべきだと思います。それをきちんと最初から県がやっていたら、そういう混乱は起こりません。最初から全会一致です。41市町村も全会一致です。今どういう作業をやっているかわかりますか。私は直接うるま市長、宜野湾市長、沖縄市長、石垣市長、宮古島市長に連絡しました。そして、24日の意思決定を受けて、それぞれの議会に説明をしに行きますということをやっています。きのうは宜野湾市に行って来ました。我々がやったことではないのに、市の混乱や彼らの思いも含めて県議会はこういう形でやりましたと。私は批判を受けてもそれぞれの市民が投票できるものを確保したいということをやっているのです。おかしくないですか。本来は主体である県がやるべきで、県民投票推進課もつくって職員もいますよね。どう思いますか。

**○池田竹州知事公室長** 繰り返しになるかもしれませんが、5市での実施が難しいという状況を受けて、副知事や知事がそれぞれの首長のところに出向いて意見交換を重ねてきたところがございます。そのようなことも行った上で今こういう形で御提案させていただくことになったものと考えております。

**○照屋守之委員** 皆さん方は極めて事務的に説明しますが、そういう地域では市民の皆様方から、「なぜ、私の投票する権利を奪うのか」と。しかし、一方では、投票しなくてもいいという声があり、錯綜しています。ですから、議会も困るのです。市長も困っています。市長たちは議会の意思決定に従うしかない。しかし、それをすると、今度は市議会の議決が不当だという批判をされるのです。おかしくないですか。皆様方が、県民投票をやるのでぜひお願いしますと移譲して、市で議会に諮って、それに基づいて市長が意思決定をしたら、なぜその市長や市議会が責められるのですか。こういうことが起こっているのです。今、3択にするという新たな提案をしておりますが、それぞれの市町村にはさまざまなものがあり、それを解消するためですので御理解くださいぐらいのメッセージを知事から送らないと、何事もなかったかのように選択肢をふやすので3択にしましょうというレベルではないと思いますが、いかがですか。

**○池田竹州知事公室長** 先ほど来、申しているとおおり、副知事や知事が直接市長たちにお会いしてずっと意見交換も重ねてまいりました。そして、24日の各派代表者会の合意も踏まえて、25日一招集告示の日に知事が記者会見を行い、条例改正に至った経緯についても知事コメントとして発表させていただいているところであります。

○仲宗根悟委員長 休憩いたします。

午後0時0分 休憩

午後1時24分 再開

○仲宗根悟委員長 再開いたします。

午前に引き続き、質疑を行います。

照屋守之委員。

○照屋守之委員 今回、改正の条例案が出されておりますが、2択から3択にということだけではなく、いろいろ課題があると思っております。本来はそこも含めて対応したほうがよかったのではないかとありますが、そのことについて少しお伺いしたいと思います。

市民投票、県民投票など、いろいろな住民投票を見ておきますと、いわゆる50%条項というのがあります。50%ぐらいが投票しないと開票しないという、今回の改正で50%条項を入れたほうがよかったのではないかという思いがありますが、そのことについてお伺いします。

○池田竹州知事公室長 他県で行われております住民投票条例に委員御指摘のような条項があることは確認しております。ただ、あくまでも今回の県民投票条例は、住民からの直接請求に基づくものでございます。また、投票結果の尊重につきましても、その中に規定されているところでございます。ですから、そのような観点で、いわゆる投票結果の尊重の規定につきましても改正を考えていないところでございます。

○照屋守之委員 県民投票条例第10条に、知事はその結果を尊重しなければならない。そして、内閣総理大臣及びアメリカ合衆国大統領に速やかに結果を通知するとあります。この県民投票の目的自体が結果の尊重ということで、結果を尊重するのみですよね。今、県民の中には、県民投票によって辺野古問題が解決するという誤解を受けている人もいます。我々議会の立場からすると、5億5000万円という大きなお金をかけてやるからには、知事は投票の結果を尊重する、日米両政府に通知するだけでは非常に厳しいと思っております。同時に、50%を超える県民が投票していれば、尊重するという立場も当たると思いますが、仮に50%を切ったときに、県民の総意といいますか、県民の意思ということからすると厳しいのではないかと思うのです。ですから、知事が投票

結果を尊重することも含めて考えると、ある一定の投票率は非常に大事だと思います。当然、改正に当たっては、そのことも含めて議論をしたのではないかと思います。その点についてはいかがですか。

**○池田竹州知事公室長** 委員御指摘の点につきましては、県民投票条例の制定のときにもそういった議論があったかと思います。ただ、第10条一現行条例ですが、賛成の投票または反対の投票のいずれか多い数が投票資格者の総数の4分の1に達したときには、知事はこれを尊重しなければならないという規定で、条例制定請求者は尊重義務を定めているものと考えております。私どもはそういった条例制定請求者の趣旨を尊重して、規定はそのままの形で考えております。

**○照屋守之委員** 沖縄県のそのような考えや趣旨、県民投票を客観的に見る。国がどう見るかが非常に重要だと思いますし、アメリカにも通知するということですので、米国がどう見るかということも重要であると。やはり、ある一定の投票率を超えた投票結果ではないと、相手に理解を求めることはなかなか難しいのではないかという思いがするわけです。ですから、この4分の1という部分が果たして相手に影響力を与えるようなものになっていくのかという視点があります。

第6条の「賛成」、「反対」、「どちらでもない」という部分の改正については、先ほどもいろいろ考えておりましたが、賛成は賛成でいいですし、反対は反対です。どちらでもないとは、どういう意図でどちらでもないにしているのですか。

**○渡嘉敷道夫基地対策統括監兼県民投票推進課長** 今回の改正案の第10条第3項でございますが、そこの書きぶりとしましては、賛成または反対のいずれでもないときはどちらでもないという規定にしております。その場合の理由につきましては、それぞれ投票される方の御判断になると考えております。

**○照屋守之委員** 私は、「賛成」、「反対」、「どちらでもない」の3つは、どちらでもないに1票を投じるほうが考えの幅が広いと思います。これは先ほどありましたように、賛成でも反対でもないという人が入れますが、賛成ではないけれども、やむを得ないという人もここに来るのではないかと思います。そして、盛んに報道はされているが、よくわからないという方もここに来るのではないかと思います。実際、県民は情報としてわかっていませんよね。今、キャ

ンプ・シュワブがあって、現在の基地の中にあるそこを埋め立てるということもわかっていない方もいますし、平成8年に普天間飛行場の返還が決まったときに、代替施設を県内につくることに合意して進められていることについてもわかっていない人が結構います。ですから、そういうことも含めて、これまで名護市あるいは沖縄県が対応してきたことをわからない人は結構います。そういう人たちは選択肢が3つしかないので、賛成に投じることはできないですし、反対に投じることもできないので、どちらでもない。それから、関心がないということもありますよね。関心がない人もどちらでもないに入れることになると思うので、「賛成」、「反対」、「どちらでもない」という3つの選択肢の中で、どちらでもないに1票を投じる県民が意外に多いのではないかと思います。これを県はどう考えていますか。

○池田竹州知事公室長 「賛成」、「反対」に加えて、「どちらでもない」という選択肢を入れた3択で提案しております。委員がおっしゃられたように、どの選択肢を選ぶかは投票される方の思いもあろうかと思います。やむを得ず賛成の方が、「賛成」あるいは「どちらでもない」のどちらにマルをつけるかは、当然、御本人の判断になろうかと思います。それぞれの判断につきまして、私から見解を申し上げることは差し控えたいと思います。

○照屋守之委員 いずれにしても、県民投票をする意義そのもの自体が3つの選択肢にすることによって薄められているという感じがします。反対の人は反対です。そして、やむを得ず賛成には知事公室長がおっしゃるように賛成という人が入れるのか、あるいはどちらでもないのか。ですから、どちらでもないという選択肢のほうが非常に幅が広いのではないかという思いがします。

先ほどからありますが、きのう知事が大学へ行って講演をしていますね。これはマスコミ報道ですが、「県民投票に新たに加わる選択肢「どちらでもない」について「うーん、わかんねえな、どっちでもいいかな」と説明した。」という報道がありますが、これは事実ですか。

○池田竹州知事公室長 昨日、講演の質疑応答の中で、反対意見が多い場合どうするのか、あるいは投票の法的拘束力はどれぐらいありますかという質問があったようです。テープ起こしをした該当部分を少し読み上げたいと思います。「県民投票は法的拘束力はありませんが、普天間基地を移設するための辺野古新基地をつくるための埋立工事について、賛成か反対かどちらかでもない、直接皆さんにその答えを出してもらおうわけです。賛成の人は賛成にマルをつける、

反対の人は反対にマルをつける。うーん、わからないな、どっちでもいいかなという方はどちらでもないにマルをつけ、それぞれの考え方で判断する。」と述べております。

**○照屋守之委員** 先ほどからありますように、沖縄県知事の中立性ですが、これは県民投票条例第11条です。県知事が主体となり県民投票を進めますが、「どちらでもない」について、こういう表現をすることそのもの自体、まさに第11条に反しておりませんか。本来、反対を支持する方々が運動をする、あるいは賛成を支持する方々が運動をすることは客観的に理解できますよね。県知事みずからそういうところに行って、わからない、どちらでもいいかなという人たちはどちらでもないと言う、こういう表現ができますか。まさに県知事の対応は、第11条に反しておりませんか。これは県知事がやっていることです。県知事は、県民投票を中立的、公平的に行う最高責任者ですよ。おかしくないですか。

**○池田竹州知事公室長** 賛成は「賛成」にマルをつける、反対の人は「反対」にマルをつける。どっちでもいいかなという方は「どちらでもない」にマルをつけ、それぞれの考え方で判断する一要するに、3択の質疑に対する一つの例示的な答えであろうと考えています。

**○照屋守之委員** 中立的、客観的に県知事が県民投票の責任者ということになれば、賛成でも反対でもない方がどちらでもない、極めてわかりやすく説明すべきではないですか。先ほどからいろいろありますが、この条例に対して知事の行為は正しいのですか。

**○池田竹州知事公室長** 繰り返しになりますが、3つの選択肢についての質問に対しての例示的な答えであろうかと思えます。

**○照屋守之委員** 玉城知事は「県民投票の質問を受けた際に「公職選挙法によって正しい意見を言い、正しい行動を行い、政治活動の中で辺野古に基地をつくらせない活動をするのが認められている」というお話を学生相手にしています。県民投票は、公職選挙法にのっとってやっているのですか。

**○池田竹州知事公室長** 委員御指摘の部分は、県民投票について述べた部分ではないと考えております。

○**照屋守之委員** ここに書いてあるのは、「県民投票の質問を受けた際に「公職選挙法によって正しい意見を言い、正しい行動を行い、政治活動の中で辺野古に基地をつくらせない活動をするのが認められている」と。これを知事が言うのですか。

○**池田竹州知事公室長** その部分についてテープを起こしたところを読みますが、「しかし、私は公職選挙法に基づいて選ばれていますので、私は法的な身分が確立していますから、公職選挙法によって正しい意見を言い、正しい行動を行い、政治活動の中で辺野古に基地をつくらせないための活動をするのが認められている」と発言しております。

○**照屋守之委員** 沖縄県知事は公職選挙法によって県民投票の運動をやっているということですか。今の説明はそうですか。

○**池田竹州知事公室長** 今の説明はあくまでも知事の身分といいますか、立場を述べたものだと思っております。

○**照屋守之委員** ですから、公職選挙法に基づいて選ばれた知事ですが、公職選挙法に基づいた活動をやっているという話ですよ。今のはそういう説明ではないですか。県民投票は公職選挙法にのっとった活動ですか。県知事が本当にこういうことを堂々とやっていいのですか。

○**池田竹州知事公室長** 繰り返しになりますが、あくまでも知事の身分に基づきどういった活動をしているかということであって、県民投票についてこういったことをやっていると言ったものではないと考えております。

○**照屋守之委員** 政治活動の中で辺野古に基地をつくらせない活動をするのが認められているということは一県知事が公正・公平にやる県民投票です。それをあえて自分がそこに行って、辺野古に基地をつくらせない活動をするのが認められていると言う。それに乘った形で県民投票の運動をやっていませんか。これはまさに第11条も含めて第12条にも当たりませんか。「県民投票に関する投票運動は、自由とする。」ということですが、主体である県知事みずからそういうことをやれるのですか。

○**渡嘉敷道夫基地対策統括監兼県民投票推進課長** 先ほども申し上げたとお

り、昨日の講演につきましては、沖縄大学の学長から知事に対して講演の依頼があったということで、そのため学生に対して講演を行い、さまざまなテーマについてお話をされたと聞いております。その中で県民投票についても触れたということでございます。

**○照屋守之委員** これはきのうのことなのです。きのうは何が起こっていたかわかりますか。県民投票について我々自民党は、24日の各派代表者会を受けて私が意思決定をし、それについてさまざまな批判があり、宜野湾市議会にも説明に行きました。そしてきのうは海外視察に行っていたメンバーも集まって、何とか県民投票を全県で実施できるように理解してもらおうということをやっていました。知事はみずから率先して大学へ行って、県民投票の—これは運動と言うと少し語弊がありますが、それに類するような、第11条に反するようなことをやっているわけですよ。私から言わせると、3択について県知事が先頭に立って、我々自民党のところにも来て、与党の方々のところにも行って、全会派回る立場ではないのですか。きのうはそういう日なのです。私は朝、この記事を見て驚きました。私は一生懸命体を張って、異論も含め批判もされながら何とか3択でおさめようとしているのに、知事は大学へ行って条例に反するような、それに類するような動きをする。一体全体何を考えているのですか。

**○池田竹州知事公室長** 昨日、委員初め3択での合意に向けた努力を重ねられていたことは伺っておりますし、大変感謝申し上げます。一方で、大学の講演につきましては、昨年12月10日に依頼がありまして、授業のスケジュール等を調整して昨日ということで決定し、学校の授業として行われるということがございます。急遽キャンセルすると、大学の授業に1つ穴をあけてしまうことにもなりかねないという事情がありますので、そこは御理解いただきたいと思っております。

**○照屋守之委員** 今は緊急事態です。きょうの臨時会があつて、全会派をまとめていく、それに対して5市が賛同する、全県実施ができる、非常に厳しい瀬戸際です。そういうときに、県民投票に行つてわからない人はどちらでもないに入れなさいなど、こういうことをするようでは話になりません。第11条に反する行為をやっているのではないかという話です。そういう疑念があると。それに対してどう対応するのですか。これは訴訟の問題も含めて以前にもありました。自分たちがつくった条例をしっかりと守つて、公平・公正にやる。玉城知事が辺野古反対ということはみんなわかっています。ですから、より一層、公

平・公正にやるためには気をつけないといけないのではないですか。

○池田竹州知事公室長 委員おっしゃるとおり、第11条に、必要な広報活動を行う。そして広報活動及び情報の提供については、客観的かつ中立的に行うものとするがございます。私どもは、賛否に必要な情報—例えば防衛白書であったり、埋立承認の願書、あるいは承認取り消しの通知書など、そういった客観的な資料をもとにきちんと県民に周知していきたいと思います。

○照屋守之委員 今後も大学回りをやるのですか。スケジュールに入っているのですか。

○渡嘉敷道夫基地対策統括監兼県民投票推進課長 現時点では、1月31日に大学での講演が予定されております。

○照屋守之委員 今まで幾つやっているのですか。高校も回っていますか。

○渡嘉敷道夫基地対策統括監兼県民投票推進課長 昨日が大学としては初めてだと思います。高校の予定については聞いておりません。

○照屋守之委員 県民投票の責任者であり、公正・中立にやらなければいけない県知事がみずから客観的に見て投票運動をやっているのではないかと疑いを持たれかねないようなことはやめてください。我々は今、県民投票に参加できない5市の方々もみずからの意思を示せるようにということで闘っています。それは本来、皆様方も一緒にやらないといけないものですよね。それを第11条に反するような、誤解されるようなことを県知事がやって、我々は野党でありながらそういうものをつくるために一生懸命にやる。こういう理不尽なことがありますか。

第13条に、「市町村が処理することとする」とありますが、非常にやっかいなことになってしまいました。本来は、この改正でそこも整理しないといけません。事務費の扱いと法解釈の問題も含めて、県民投票が2択で行き詰まったことが全てここにきています。なぜここを直さないのですか。これがもとになっているいろいろな物事が起こっていますよね。なぜ改正のときにここを直さないのですか。

○渡嘉敷道夫基地対策統括監兼県民投票推進課長 まず、当初の県民投票条例

は、条例制定請求者からの趣旨を踏まえて制定したもので、当初の案から県民投票については、市町村において事務を行っていただくことが想定されておりました。その中で法制的な文言の修正をした上で、そのことを明らかにする意見を付したところでございます。それに基づいて現在の第13条があるわけですが、県民投票につきましては各市町村の協力、具体的には選挙管理委員会の協力が必要でありまして、その協力がなければできないものであります。県民投票については、市町村への事務処理の特例によって移譲することが必要であるということで、第13条を規定させていただいたものであります。ですので、県民投票をやる場合、市町村への事務の移譲は必須であると考えております。

**○照屋守之委員** ですから、「こととする」という表現が非常に曖昧ということを行っているのです。今、国と地方自治体、県も市町村も対等の立場ですので、市町村が自分たちの判断でできるということが今の法律です。このように、「こととする」という表現は、することもできるけれども、これはしなくてもいいという判断もできるわけですよ。ですから、そういう判断のもとに5市長は一もちろん議会意思もありますが、そういう法的な部分からすると、これは自分たちで判断していいということで5市が2択に参加できなくなったわけではないですか。ですから、3択にするときに、そこも踏まえて変えないと、5市が参加しないという意思決定をしてしまったらどうなるのですか。我々もずっと確認をしていますが、最終的に議会がどうのこうのという節もあります。もう一回議会がだめだということになったらどうなるのかという話です。2択で県は厳しい状況になっているので、その厳しいものを取り除いて、それに対応できるような表現にしていかないとおかしいのではないですか。また同じ失敗をしませんか。

**○池田竹州知事公室長** 第13条の事務処理特例に基づく事務の移譲についての規定につきましては、私ども沖縄県が市町村に事務の移譲を行っている他の規定と全く同一でございます。ですから、「こととする」ということが「どちらでもいい」というような理解がないことは、県も市町村も共通のものかと理解しております。

**○照屋守之委員** 弁護士などから話を聞いたりしていますが、裁判官を務めた方に面談を求めて、住民投票についていろいろ意見を聞かせていただきました。これは先ほども言いましたように、地方自治法の改正により、法的に市長に投票参加を強制する道はなく、訴訟提起云々もおどしに使うだけならともかく、

本気で裁判をすることは無駄。識者が新聞紙上でやっているようなおどしでは効果はなく、もっと沖縄の共通の利益は何かを説いて、不参加自治体の首長の良心と信義に個別に訴えたほうがいい。再議否決後の首長の執行は、条文上執行できるというあくまでも任意のものである。任意とは、執行しなくても自由ということであり、損害賠償の原因事実とはならないという形でこの方は言い切っております。元裁判官ですので、そういうことも含めてよくわかります。我々は今、条例の改正案を審査しておりますが、ただ単に2択から3択にするのではなく、県は今までにどういう不都合があったのかということも含めて条文を改正していかないと、5市に対して説明するとき、議会が議決したらやるだろうという期待はありますが、確定ではないので、そこは大事ではないかと思えます。ですから、この責任はどうとりますかという話です。我々も5市が参加してくれることを期待していますが、改めて強制できるようなものではないとすると、まずいという思いがします。我々は何のために努力しているのかということもありまして、そこはやはり県の大きな責任ではないですか。

**○池田竹州知事公室長** 繰り返しになるかもしれませんが、条例制定請求者から条例制定請求を受け、県として請求者の趣旨も尊重して県議会に提案させていただきました。そして、県議会で延べ5日間の審査を経て、修正意見があったことも、長い間議論されたことも見させていただいております。その結果、10月31日付では条例制定請求者の思いを尊重する形で2択になったかと思いません。それで、全市町村での実施に向けて県としてもいろいろと努力を重ねてきたところですが、市議会での否決などもございまして、今の条例のままでは5市での実施は難しいということで、個別に知事、副知事が5市の首長と意見交換をいろいろやってまいりました。その結果、選択肢をふやすことを考えてほしいという意向が強く文書でも示されております。そういったところで今回、条例制定請求者の代表者の皆様から全県での実施が非常に重要だということで、そういうことであれば条例改正も柔軟に対処するという声明が発表されたところです。そういった形で県議会、各会派の皆様の御努力も含めて、全県での実施に向けて3択での改正をお願いしているところでございます。もし県議会でも可決していただければ、知事からコメントなり、あるいは直接働きかけについても検討していきたいと考えております。

**○照屋守之委員** この条例を決する前に先ほど言いましたように、大学での第11条の部分に反することも含めて、知事御自身でそれぞれの会派を回って理解を求めることは必要だったと思えます。やはりそういうものを払拭しないと、

我々はせっかくそういう形で向かっているので、そこは知事に要望してください。

最後に、きのう宜野湾市議会に行きまして、24日の件も含めていろいろ説明をさせていただきました。いろいろなところから批判を受けておりまして、その一環としてやはり市議会にもきちんと説明しないといけないだろうということで説明してきましたが、その中でこういうことがありました。先ほどもありましたように、やはり知事が辺野古の現場に行ったことはおかしいよねと。また、県職員があのような形で講演をすることもおかしいよねと。あとは、県民投票条例が、以前の2択で進まないということを事前協議—あらかじめ協議をするということが地方自治法にありますよね。その法律にのっとった事前協議がしっかりなされていないと。やはり市長もそういう反応があったようです。ですからここは、県は協議をしたけれども、相手はそういうには受けとめていないということで、5市にいろいろ行き違いがあったりして、ずるずる来たということもあると思います。この法律に沿った事前協議の対応はどうでしたか。そこを問われております。

○池田竹州知事公室長 実は、9月5日の「辺野古」県民投票の会からの署名簿の提出前に各市町村の選挙管理委員会での署名簿の審査状況も見ながら、8月31日から事前に市町村の意向、県民投票条例に対する事前協議という形で調整はさせていただいております。説明会も9月5日までの間に2度ほど開催させていただきました。その後、正式な提出を受けて9月5日に改めて協議という形でやってきて、結果的に41市町村全てで関連予算を議会に提出していただけたということで地方自治法が求める協議はある程度なされたのかとは思っておりますが、確かに市長との意見交換の中で委員御指摘のような話があったことも事実でございます。今後はより丁寧に進めていきたいと思っております。

○照屋守之委員 この事前協議の不十分さが5市の不参加につながっていると私は思っております。今の3択だったらいい、4択だったらいい、まさにそういうことも含めて事前協議だと思います。そういう事前協議をしっかりとやっていけば、もっと前に3択についての協議ができた可能性があるのです。ですから、特に5市の市長の方々はこの事前協議についてはやはり不十分だという認識があると思っております。これは法律に定められたことですから、そこはしっかりやらないといけません。今の3択についても、5市はもちろんですが、残りの36市町村もしっかりやらないといけません。彼らは2択でいいと言ってやってきたわけですので、そこが3択に変わるわけですよ。これは大変なこと

です。ですから、そういう協議のもとでしっかり理解を得る。一つの市町村もそれに不満を持たせないことが大前提です。もう一つは、普天間飛行場の危険性の除去が一切ないと。代替施設として辺野古につくるということですから、地元宜野湾市からすると、ただ第1条に普天間飛行場の代替施設としか入れておりませんので、これでは「賛成」、「反対」、「どちらでもない」という選択肢の意味はわかりません。そこと連動するような表現が宜野湾市としてはあったほうがいいという意見がありました。それに対して何かコメントはありますか。

○池田竹州知事公室長 県民投票条例につきましては、住民からの直接請求によるものですので、私どもがこの条文について細かくどうこうということとはできませんが、普天間飛行場の返還、そして危険性の除去につきましてはとにかく最重要課題と考えております。この点につきましては、松川市長と知事との面談の際にもはっきり申し上げているところです。昨年、普天間第二小学校に窓が落下した際の直後の要請におきましては、危険性の除去のために、普天間飛行場所属機の長期ローテーション配備による県外の移転という負担軽減に向けた新たな要請も行わせていただいたところです。とにかくそういった危険性の除去につきましては、5年という話ではなく、できるものから早急に取り組んでいただきたいということで、宜野湾市と連携して政府に強く働きかけていきたいと考えております。

○照屋守之委員 宜野湾市は普天間飛行場を抱えていますので、協議の中でそういうこともしっかりお互いで確認して、普天間飛行場については一緒に頑張っていきましょうということを理解すれば、市議会から意見を出してくれということはないわけですので、そのことも含めてそれぞれの実情に合わせて丁寧にしっかり協議をして進めていただきますようお願いいたします。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○仲宗根悟委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第1号議案に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退室)

○仲宗根悟委員長 再開いたします。

議案の質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案の採決の方法について協議。沖縄・自民党会派所属の  
山川委員、末松委員、照屋委員が退室した。)

○仲宗根悟委員長 再開いたします。

これより、議案の採決を行います。

乙第1号議案辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○仲宗根悟委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第1号議案の条例議案は、原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

(休憩中に、沖縄・自民党会派所属の山川委員、末松委員、照屋委員が  
入室した。)

○仲宗根悟委員長 再開いたします。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案に対する委員会審査報告書の作成等につきまして  
は、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○仲宗根悟委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案の処理は全て終了いたしました。  
休憩いたします。

(休憩中に、昨年、12月20日に議決した米軍人・軍属等に対する綱紀粛正の徹底を求める抗議決議に係る要請方法について協議した結果、直接要請は行わないことで意見の一致を見た。)

○仲宗根悟委員長 再開いたします。  
委員の皆さん、大変御苦労さまでした。  
本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 仲宗根 悟